

6月10日発行 第244号

不 広報 遠 賀

発行所 遠賀町役場

編集 庶務課庶務係

印刷 冷牟田印刷合資会社



遠賀町の風景 (その5) 上別府土取

左の建物は、5月26日に竣工したばかりの養護老人ホーム遠賀静光園。この施設は、全国的にも遜色のない、名実ともに老人ホームと言えるものである。

＊ 今月の税金 ＊

町 県 民 税 (I 期分) 6月25日まで

税金は町づくりの源、納税に御協力下さい。



6月22日(日)は、

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。
参議院議員通常選挙

● 明るい選挙はわたしたち一人一人の手で
● 約束しましょう きれいな選挙
● 新時代開く力だこの一票

国の選挙は、政党や候補者にとつては、国民から、審判をうけるものであり、国民にとっては、主権者として政治に参加する絶好の機会であります。

特に今回の選挙は、衆・参両院同時選挙という今までの歴史にないもので、また80年代の日本の方向を決定する選挙でもあります。候補者の政見をよく確かめて、政策と人物をよく見きわめてあなたの自覚ある一票で立派な議員を国会に送りましょう。

とかく国の選挙は地方選挙に比較して関心が薄いようですが、国の将来を左右する重大な意義があることを認識して「豊かで平和な住みよい日本」をつくるという立場に立って、自覚と責任ある投票をして、主権者としての権利と義務を果しましょう。

電柱に対する選挙運動用ポスター等の掲示禁止について

来たる6月22日施行の衆・参両院選挙の「選挙用ポスター等の電柱への掲示」については、従来の選挙においてもお断りしてきましたが、ポスター等を電柱に掲示されますと電柱の保守作業のとき、汚染、破損等により候補者の皆様に非常に迷惑をおかけするおそれがあり、また当社の保守作業にも支障をきたします。

福祉係

戦没者等の妻及び父母等に対する特別給付金請求について

戦没者の妻及び父母等で次の特別給付金支給法該当者で、まだ請求されていない方は、時効日までに請求しなければ請求権が消滅します。未請求の方は早急に請求下さい。

一、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

◎改正法第45号
再婚解消期限の延長(昭和21年2月1日/昭和28年7月31日)
により昭和51年7月1日遺族年金遺族給与金の受給権を取得した者

時効日 昭和55年9月30日
給付金 20万円
◎改正法第22号
昭和48年3月31日以前に死亡した戦傷病者等の妻で、戦傷妻特

給(3号)の受給権を取得し、昭和52年7月14日において遺族年金等受給中の者
時効日 昭和55年7月13日
給付金 60万円
二、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
◎改正法第45号
再婚解消父母に係る改氏婚解消期限の延長(昭和21年2月1日/昭和28年7月31日)により昭和51年7月1日遺族年金、遺族給与金の受給権を取得した者
時効日 昭和55年9月30日
給付金 10万円
◎改正法第64号
父母特給「ほ」号該当者で昭和52年10月1日遺族年金、遺族給与金を受給しており同氏の子、孫がない者
時効日 昭和55年9月30日
給付金 30万円

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求について
次の特別給付金は、本年7月14日で、時効が完成いたします。該当者は、請求時期を失して、権利を失うことのないように、ご注意ください。
戦傷病者等の妻に対する特別給付金(継続3号)
○法律番号 改正法第22号
○公布年月日 昭和51年5月18日
○適用年月日 昭和52年7月14日
○施行年月日 昭和52年7月14日
○時効完成年月日 昭和55年7月14日
○内容
戦傷妻特給(3号)の受給権を取得し、昭和52年7月14日において戦傷妻特給等受給中の戦傷病者等の妻。
増加恩給・障害年金等1款症以上……………30万円
傷病年金・障害年金等2款症から5款症……………15万円

技能士通信講座

職業訓練大学校では、働いている人が通信教育によって専門的知識を習得できる講座を開いています。

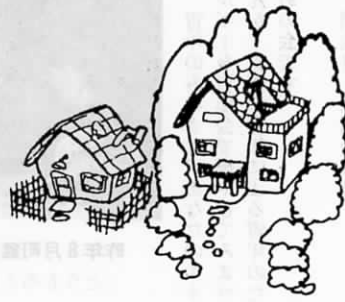
▽訓練科 機械加工科、板金科
配管科など29科目
▽期間 1年間(いつでも受付けます。)

修了者には受講した訓練科に対応する技能検定職種の学科試験が免除されます。
受講案内及びくわしいことは八幡総合高等職業訓練校 電話093(641)6909にお問い合わせ下さい。

20歳になったら国民年金に加入しましょう。

住宅や住宅用地を 取得された方へ

不動産取得税の軽減措置が改正されました。取得してから60日以内の申告をお忘れなく。



- ◎ 土地や家屋を取得されますと不動産取得税が課税されますが、一定の住宅や住宅用地を取得した場合は、税額が軽減されます。
- ◎ この軽減の取扱いが、昭和55年度の地方税法の改正で次のように改正され、住宅や住宅用地については、昭和55年4月1日以降の取得分から適用されることになりました。(住宅の新築については、昭和55年7月1日以降の新築による取得分から適用されます。)
- ◎ 改正後の軽減措置の内容は次のとおりです。

- 一、軽減の対象となる新築住宅(購入した新築未使用住宅を含む。)とその敷地
- (新築住宅)……「特例適用住宅」である場合(次の説明を参照して下さい。)
- (新築住宅の敷地)……
 - ① 取得した日から2年以内に、その上に「特例適用住宅」を新築した場合
 - ② 取得した日から1年以内の「特例適用住宅」を新築していた場合
 - ③ 新築した日から1年以内の「特例適用住宅」である土地付住宅(マンション、建売住宅など)を取得した場合
- 次(二)の条件のすべてにあてはまる住宅をいいます。
- 「特例適用住宅」とは……
 - (1) 床面積が165㎡以下
 - (2) 価格(評価額)が1㎡当り87,000円以下
- (注) 評価額とは固定資産評価基準に基づいて評価した価額であって、実際の建築工事費や購入代金などではありません。
- 二、軽減の対象となる中古住宅とその敷地
- (中古住宅)……「既存住宅」である場合(次の説明を参照して下さい。)
- ① 取得した日から1年以内に、その上に「既存住宅」を取得した場合(「既存住宅」である土地付中古住宅を取得した場合を含む。)
- ② 取得した日前1年以内にその上に「既存住宅」を取得していた場合
- 次の条件のすべてにあてはまる中古住宅をいいます。
- 「既存住宅」とは……
 - (1) 新築されてから10年以内の住宅
 - (2) 床面積が40㎡以上165㎡以下
 - (3) 価格(固定資産課税台帳登録価格)が1㎡当り77,000円以下
- 以下
- 売主買主の条件
- (4) 売主が3年以上所有し、かつ売却日以前2年以内に居住していたこと
- (5) 買主が購入日以前1年以内に自己の所有する住宅に居住していなかったこと

- 三、軽減を受けるためには、住宅や住宅用地のそれぞれについて取得した日から60日以内に「不動産取得税申告書」を福岡県若松財務事務所へ提出していただくことが必要です。
- ※ただし、一、の(新築住宅及び(1)新築住宅の敷地の取得については、申告書の提出は昭和55年

7月1日以降の取得分が必要となります。
◎ 軽減の内容は次のとおりです。

<p>住宅(課税標準の特例)</p> <p>(1)「特例適用住宅」……価格(評価額)から1戸につき350万円を控除(税額で105,000円の軽減)</p> <p>(2)「既存住宅」……新築された年次に応じ価格(固定資産課税台帳登録価格)から150万円、230万円又は350万円を控除(税額で45,000円、69,000円又は105,000円の軽減)</p>	<p>住宅用地(減額)</p> <p>税額から次の(1)又は(2)のいずれか多い金額を軽減</p> <p>(1) 45,000円(税額が45,000円未満のときは、その税額)</p> <p>(2) 土地の価格(固定資産課税台帳登録価格)の1㎡当り価格×住宅の延床面積の2倍(200㎡を限度)×税率(3%)</p>
---	---

◎ 申告書の用紙は福岡県若松財務事務所直税課及び遠賀町役場税務課の窓口にあります。ご不明な点は財務事務所へおたずね下さい。

水の犠牲にならない ための11か条

水におぼれる原因をみると、初心者には深みにはまる、急に冷たい水にはいって心臓麻痺を起す、という場合が多く、少し泳げるようになると、自分の実力を過信して沖まで泳ぎ出し、疲労やけいれんを起すといった例が多く、小さい子供の事故では、親がほんの少し目をなしたすきにおぼれるケースが多いようです。今年の夏は、水の犠牲にならないために次のような点に注意し、水難事故ゼロの記録を樹立しましょう。

注意事項

- 1 病気の、体調の悪い人は泳がない。
- 2 地形や潮流など知って泳ぐ。
- 3 安全区域外で泳がない。
- 4 一人で泳がない。
- 5 酒を飲んだら泳がない。
- 6 食後すぐ泳がない。
- 7 長時間続けて泳がない。
- 8 水深を確かめず飛び込まない。
- 9 急に冷たい水に入らない。
- 10 監視員の指示やプールの規則に従う。
- 11 準備体操を必ず行ってから泳ぐ。

あなたもいかがですか? サークル会員募集

☆……広報第242号でお願いしていました結果、次のサ……☆
☆……サークルから募集の要項が来ましたので希望のサークル……☆
☆……ルがあれば参加して余暇を有効に御利用下さい。……☆

青年会

日本郷土民謡協会 藤永会

子供民謡教室

近々子供民謡教室を開くことになりました。中学生以下の男女で年令は問いません。お宅のお子様を将来明るい性格を持つ良い子に育てましょう。奮って御参加下さい。日時・会場等は後日お知らせします。今すぐ御申込み下さい。

▽申込先 遠賀川 田中啓次
電話(3)0034

昨年8月町盆踊り大会にてバザー
(とうもろこし焼きの一コマ)



青年のみなさん、あなたのエネルギーを青年会で燃やしてみませんか。青年の青年による青年のための会です。

- ▽例会日 毎週金曜日
- ▽時間 19時～21時30分
- ▽場所 遠賀町公民館別館
- ▽対象 18才以上の男女
- ▽会費 年間3,000円
- ▽会員数 11名(男性7名・女性4名)
- ▽申込先 上別府 高李広業
電話(3)0396

小笠原流煎茶クラブ

毎日の暮しの中で、もっとおしくお茶を楽しみましょう。

▽練習日 毎週土曜日・火曜日
▽時間 9時～12時

▽場所 中央公民館別館
▽対象 性別・年令をとわず
▽会費 3,000円

▽申込先 鬼津 半田富美子
電話(3)4525
または、教育委員会にお電話下さい。

琴・三弦(地唄)教室

なにかとせちがらい昨今、うるおいを求めてみませんか?

現在、古典曲から新曲と申広く又、厳しい指導のもと、楽しく弾いています。

▽おけいこ日 毎週火曜日
▽時間 18時30分～20時30分
▽場所 遠賀町公民館別館
▽対象 年令問わず
▽申込先 遠賀川 梅田典子
夜(3)1238

おなが短歌会

おなが短歌会では月一回北九州短歌協会々々長河中靖喜先生をお迎えして勉強会を開いています。希望者はどしどし御申込下さい。初心者大歓迎します。

▽期日 月一回(日曜日)
▽時間 13時～17時
▽場所 遠賀町公民館別館
▽対象 性別・年齢問わず
▽会費 月1,000円
▽申込先 木守 白石一夫
電話(3)1286

遠賀弥生クラブ

バレエボール

ママさんバレエ愛好者募集ノ
ママさんバレエ愛好者募集ノ

▽日時 月曜日・金曜日いずれも19時30分～21時30分

▽場所 遠賀中学校体育館
▽会費 月500円

▽申込先 浅木校区 宮田寿美子
電話(3)2760
島門校区 矢崎政子
電話(3)3732
▽入部申し込み
電話(3)4009

詩吟同好会

▽練習日 毎週月曜日
▽時間 19時～21時
▽場所 遠賀町公民館別館
▽会費 毎月2,000円

▽申込先 遠賀町役場内 秦正茂
電話(3)1234

遠賀クラブ

バレエボール

▽男子 町内在住の中学卒業以上の方
▽女子 町内在住の中学卒業19才までの方
▽ママさん 町内在住の25才以上の既婚女性

練習日時

男子 水曜、金曜 19時～21時
30分まで
女子 月曜、水曜
時間は男子と同じ

ママさん 火曜、土曜
時間は男子と同じ

練習会場

男子 島門小学校体育館
女子 月曜 広渡小学校体育館
水曜 島門小学校体育館
ママ 広渡小学校体育館
▽会費 月500円

▽入部申し込み
直接、会場においていただくか次の所まで御連絡下さい。

男子 秦和徳 昼(3)1234
夜(3)1525
女子 宇佐見安子(3)0169
ママ 志賀 藤恵(3)3563

史跡見学のおさそい

遠賀町郷土文化研究会では、本年より隔月ごとに、遠賀川周辺の史跡めぐりを計画しております。だれでも自由参加できますので気軽にお集り下さい。

▽日時 6月15日(日曜日)
▽見学地 芦屋町内史跡めぐり
▽集合場所 芦屋小学校前バス停
9時30分集合

▽コース 民俗資料館ほか史跡散歩、現地解散12時予定
※バス利用の方は、遠賀川橋バス停9時7分をご利用下さい。

▽連絡先 虫生津 古野千年
電話(3)0425

国民年金

しめきりが迫ります



特例納付期限はあと20日

納付期限 6月30日
保険料額 4,000円

もう待たない
昭和53年7月から始まった「老後に年金を受けられない人を救う」国民年金の特例納付は、この6月30日で締め切られます。
あなたの最後の年金は大丈夫ですか。この最後のチャンスを見逃さずともう一生涯年金が受けられませんか。

あつとき納めていたらという悔を残さないため
年をとってだけれども年金を受けられるとき、一人だけ取り残されて、「あつとき納めていたら……」と悔んでももう間にあいません。今ならまだ間に合うこの最後の機会を生かしてください。

あなたは将来年金を
もらえる資格がありますか

国民年金の加入期間は、昭和5年4月2日以後に生まれた人については、最低25年必要です。
これは、国民年金だけでなく、他の公的年金(厚生年金・共済年金など)を含ませて25年になればいいわけです。
ただし、昭和5年4月1日以前生まれの人については、下記表のようにそれぞれの年数を満たしていれば、将来年金を受けられます。
あなたの生年月日では、何年か自分で確認して下さい。

●生年月日による期間短縮表(昭和36.4.1以後の期間について)

この期間に生まれた人		年数
大正 5・4・1 以前		10年
5・4・2 ~	大正 6・4・1 まで	11年
6・4・2 ~	7・4・1 まで	12年
7・4・2 ~	8・4・1 まで	13年
8・4・2 ~	9・4・1 まで	14年
9・4・2 ~	10・4・1 まで	15年
10・4・2 ~	11・4・1 まで	16年
11・4・2 ~	12・4・1 まで	17年
12・4・2 ~	13・4・1 まで	18年
13・4・2 ~	14・4・1 まで	19年
14・4・2 ~	15・4・1 まで	20年
15・4・2 ~	昭和 2・4・1 まで	21年
昭和 2・4・2 ~	3・4・1 まで	22年
3・4・2 ~	4・4・1 まで	23年
4・4・2 ~	5・4・1 まで	24年

保険料納付が困難な人は免除申請を

生活が苦しいからと国民年金の保険料を納めないでとくと、老後の年金はもちろん、もしものときの障害年金や母子年金、遺児年金などが受けられません。
そこで、生活が苦しくて保険料が納められないときは、免除申請が認められます。
さえておれば権利は保障されます。7月末までに免除の手続きをしますと、4月から来年3月までの1年分の保険料が免除されます。
なお、サラリーマンの奥さんなど任意加入の方については、この免除は認められません。

老人医療費受給者証切り替えます

老人医療費受給者証の切り替えを次の日程で実施しますので、受給資格者は必ず手続を済ませてください。

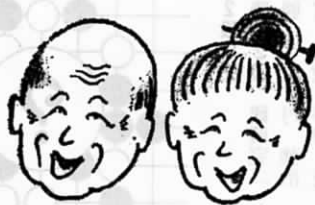
▽日時と対象地区

- 6月27日 島津、若松、9時~16時30分 鬼津、尾崎、別府、千代丸
- 6月28日 遠賀川、今古賀、新町、旧停、広渡、松の本、道管
- 6月30日 木守、浅木、東和苑、老良上別府、若菜台、虫生津、東町、西町

▽持参品。保険証(受給対象者の加入している保険証)印鑑

現在お持ちの老人医療証。

昭和54年1月2日以降に転入した人は、本人配偶者及び扶養義務者の54年分所得証明書か源泉徴収票。



老人居室整備資金

貸付について

福岡県では、60歳以上の人と現に同居している者、又は同居しようとしている者が老人のための専用居室を増築又は改築する場合に、必要な整備資金の貸付けをいたします。

- 一、貸付けの申込みができる人
 - (一) 現在60歳(申込締切日)以上の老人を同居しているか、又は同居しようとする20歳以上の人。
 - (二) 県内に引続き1年以上(申込締切は現在)住所を有する者と。
 - (三) 貸付金を償還する見込みのある人。なお、貸付けを受けることができるのは、原則として昭和56年3月31日までに工事が完了できる見込みのある方に限ります。
- 二、貸付けの対象となる工事
 - (一) 貸付希望者が現に土地、建物所有し、又は第三者から借入し、かつ居住している家屋に老人専用居室を増築、又は改築する場合。
 - (二) 増築又は改築とは次のとおりです。
 - ・増築：早存住宅の存する敷地内において、住宅の床面積を増加する工事、増築部分は別棟になってもかまわないが、既存部分と一体となって一つの住宅として使用する場合は(はなれ程度)に限られません。
 - ・改築：既存住宅の一部をとりこわし、改めて建築する工事。この場合、既存住宅は居室部分を含む一部が残っていることが条件となります。

棟になってもかまわないが、既存部分と一体となって一つの住宅として使用する場合は(はなれ程度)に限られません。

改築：既存住宅の一部をとりこわし、改めて建築する工事。この場合、既存住宅は居室部分を含む一部が残っていることが条件となります。

- 三、貸付条件
 - (一) 貸付限度額 80万円
 - (二) 利息 年3%
 - (三) 償還期限 貸付けの日の属する月の翌月から起算して10年以内(据置期間6ヶ月を含む)
 - (四) 償還方法 元利均等による月賦償還
 - (五) 担保及び保証人 担保は不要、連帯保証人2名(60歳未満の県内居住者で独立の生計を維持し、保証債務を履行できる能力のある人)。

- 四、申込手続
 - (一) 受付期間 昭和55年6月1日～昭和55年7月31日

なお詳細については、福祉係又は県民生部老人福祉課へお問い合わせ下さい。

昭和55年

春の農業機械効率利用

安全運動

6月1日～6月30日

福岡県

春の農作業安全合い言葉

- ・作業の前、機械の手入れを忘れずに
- ・明日の作業に備えて機械の操作再復習
- ・袖口、裾口、きつちり安全服装
- ・作業中、子供を乗せるな近づけるな
- ・機械の点検エンジン止めて
- ・疲れたら人目を気にせず一寸一服
- ・運搬作業、道路走行よそ見をしないで
- ・農作業、急がず、焦らず、ゆっくりと
- ・これくらいと思う油断が事故招く
- ・すすんで入ろう労災保険に



昭和55年 2級 造園工事技術者試験

▽受付 昭和55年6月21日～7月5日

▽試験日(1級) 昭和55年9月7日

▽試験日(2級) 昭和55年9月28日

▽試験地 福岡等全国7地区

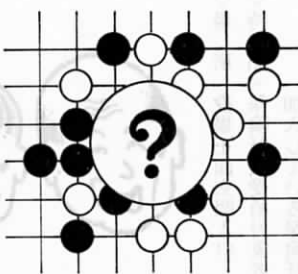
▽申込用紙販売所 九州建設弘済会(一部 300円)

なお、詳細については、役場玄関のポスター掲示場をご覧ください。

▽資格 学歴・資格により造園工事に關する一定の実務試験年数を有する者

第3回遠賀町内 囲碁大会

5月25日9時より広渡公民館に於て開催、参加者長岡6段外45名が参加。ABC3組に別れてリーグ戦を挙行、18時盛会の内に終了しました。以下、結果です。



A組 2段以上	優勝 2段 國岡完二 別府
準優勝 2段 丹 強治 松ノ本	
敢闘賞 3段 井口 充 鬼津	
2段 滝瀬忠司 広渡	
2段 松田栄二 広渡	
B組 初段/3級まで	
優勝 3級 中野忠夫 広渡	
準優勝 3級 梶原和義 新町	
敢闘賞 初段 瀬戸典幸 新町	
1級 新橋隆志 新町	
3級 野田里四 新町	
C組 4級以下	
優勝 6級 牧原源蔵 遠賀川	
準優勝 7級 岡崎 謙 広渡	
敢闘賞 4級 永田 明 今古賀	
8級 川崎綱士 広渡	
10級 太田 正 木守	

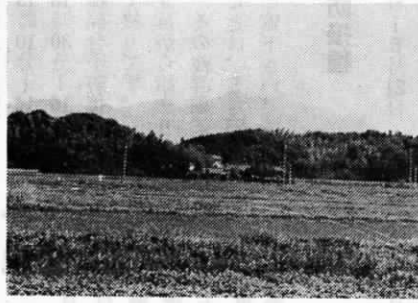
遠賀町文学散歩

(30)

花園山

宅地造りに忙しい蓮角地区から老人ホームの横を通り、花園山の端にある細径を登ってゆく。

まだ新しい延命地藏が祀られているあたりから山あいには細々とした畑があり、周辺は夏草が一面に垂れている。柿の若葉が美しく、人の姿はないが、胡麻の苗が美しく育つていたり、大豆がたくましく葉を伸ばしている。時々鳥の音が聞えるが何鳥かわからない。



このあたり古墳が幾つかあって地形も小刻みに見える。少し行くと花園橋から上った道に出る。右にゆくと墓地を通り抜け、黒橋と呼ばれる室木線の鉄路の上を越す橋に出る。木々の間や、墓地の一带に古墳らしい地形が見られる。

ここからは弥生後期の青銅鏡や、ひすいの匂玉などが出土している。附近には昔の土器片などもある。居住址であることが知られている。

竹林のそよ道を入家のある方へ下ると丘の裾に道祖神があり、古い道を思わせる。毘沙門さまをまつる丘で、高い石段をのぼりつめたところに何体かの石仏に木洩れ陽がふりそそいでいる。ここから眺めると西川の流れるは、その周辺を草に囲まれて、うす赤い色の岸が見られる。

遠賀郡誌によると——九月七日別府村花園山の別殿に十八艘の船にて出幸、翌八日還御あり——と昔浅木と花園の間が海であった。この近くの波打という地名の事がふと頭にうかぶ。大南風古墳の丘はみどり濃く田の色が日に日に青く夏まざる

(片山花御史)

「同和对策審議会答申」と「特別措置法」から学ぼう

(五)

前にも申しましたように、同和对策審議会答申は、

「同和問題の早急な解決こそ、国と地方自治体の責務であり、同時に国民的課題である。」ことを強調しています。

そこで、政府は、同和对策審議会答申を一層はつきりと具体化するために、昭和四十四年七月十日に、「同和对策事業特別措置法」を公布施行して、その具体的な施策と方向を明示しました。

差別をなくそう

この法律は、同和地区に残されてきた生活環境・産業・経済や教育文化など、あらゆる面の悪条件を積極的に改善し、新しい近代的な地域社会を再建することによって、部落差別がもたらした実態をなくしていく、というのが、そのねらいです。

第一条(目的)

「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的・社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域について、国および地方公共団体が協力して行なう、同和对策事業の目標を明らかにする。」

第四条(国及び地方公共団体の責務)

「国及び地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない。」

ここには同和問題の早急な解決をはかるための諸施策・諸事業が、基本的に国や県や市町村の責務であるということが、明確にされています。

同時にまた部落問題の解決が、国民的責務として、主体的に積極的に取り組まなくてはならないことも求めています。

部落差別は政治の権力によってつくられ、政治の権力によって拡大されてきました。

このことは、まさに行政の責任であるわけですが、教育もまた同じであって、ともにこの責任から逃れることはゆるされません。

特別措置法の中に明示されているように、同和对策事業の迅速かつ計画的な推進につとめることにより、「同和問題の完全解決」を積極的に進めなければならない。

保健衛生係

三種混合予防接種

▽接種日及び問診票配付日

接種日 問診票配付日
6月25日 6月18日～6月24日

▽場所 中央公民館(役場横)

▽時間 受付 13時10分～14時

接種 13時30分～15時
▽その他 春の三種混合予防接種は今回で終了です。

次回は9月から始まります。その他詳細に因することは、5月25日号をご覧ください。

乳児相談

▽期日 6月16日

▽時間 受付 9時30分～10時

▽場所 役場保健室

▽対象者 生後0～6ヵ月の乳児

▽持参品 母子健康手帳

▽内容 体重、身長等測定、食事等の相談

日本脳炎予防接種

▽期日 5月20日～6月21日

▽場所 町内医院、病院
(青柳病院、占部医院、村田医院、花野外科)

▽時間 各医院 病院診療時間

▽対象者 3歳以上の人

▽料金 1回につき650円

▽接種方法 昨年受けた人は1回受けてない人は、2回(1～2週間の間隔をおくこと)

▽持参品 印鑑、料金

▽その他 朝体温を計って行く

妊婦相談

▽期日 6月13日、6月27日

▽時間 10時までにおいで下さい。

▽内容 6月13日 産前、産後の過ごし方、妊婦体操

6月27日 母子健康手帳交付、新生児の扱い方

沐浴指導、母子健康手帳交付

▽場所 役場保健室

▽持参品 印鑑

▽その他 母子手帳の使用方法、妊娠中の生活指導をします。必ず本人が受け取りに来て下さい。

結核レントゲン検査の結果及び洩れ者の検診

結果通知

5月に実施しました検診結果は6月25日までに通知のない人は異状ありません。異常のある人だけ通知します。

洩れ者検診

▽対象者 町内住民全員(学生、事業所勤務者及び6歳未満児は除きます)

▽期日 6月28日(土)

▽時間 10時15分～11時30分

13時30分～15時30分

▽場所 遠賀町公民館別館

▽持参品 受診券又は役場から通知のハガキ

環境整備について

水質汚濁防止及び河川浄化のため新築及び増改築の建物に関して雑排水の排出基準を規定しています。次のことを遵守されるようお願い致します。

◎一般家庭用
①雑排水処理槽を設置すること。
②次の排水基準に適合すること。

▽BOD(生物化学的酸素要求量) 80PPM以下
▽SS(浮遊物質) 60PPM以下

③排水放流地区の放流承諾書を得ること。
◎店舗、事業所関係については、別に規定しています。



防衛庁職員(事務系・技術系)採用試験

▽試験の種類及び受験資格

上級甲種試験(大学卒業程度)

昭和22年4月2日～昭和34年4月1日生まれのもの。

▽問い合わせ及び申込先
福岡市博多区博多駅東2の10の福岡防衛施設局総務部総務課
人事係 電話092(472)2321まで。

中級試験(短大・高専卒業程度)
昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生まれのもの。
初級試験(高校卒業程度)
昭和32年4月2日～昭和38年4月1日生まれのもの。

▽受付期間

(上級) 昭和55年6月11日～6月20日

(中級) 昭和55年6月11日～6月20日

(初級) 昭和55年9月10日～9月19日

相談無料

小倉自動車保険請求相談センター

社団法人 日本損害保険協会

北九州市小倉北区紺屋町九一

小倉調査事務所内

直通 093-154-1115

093-154-1115

昭和55年度 北九州市立玄海青年の家

主催事業

玄海青年の家では次の事業を行っています。受講希望される方は直接青年の家に申し込んでください。



▽趣旨 フォークダンスのマンーヤステップなど基本的知識と技術の修得をはかる。

◎レクリエーション理論と実技講座

▽期 間 1月30日～2月1日 (2泊3日)

◎ソング・ゲーム講座

▽期 間 6月27日～6月29日 (2泊3日)

▽定 員 60名

▽趣 旨 ソング・ゲーム指導に欠かせない機能や役割など基本的知識や技術の修得をはかる。

◎フォークダンス講座

▽期 間 10月24日～10月26日 (2泊3日)

▽定 員 60名

消防設備士試験と準備講習会

消防設備士試験

▽試験日 昭和55年8月3日
▽場 所 北九州大学(北九州市小倉南区北方)

▽受付期間及び場所
昭和55年6月23日、24日、北九州市消防局

準備講習会
▽講習日 昭和55年7月19日、20日

▽趣 旨 レクリエーションの現状や課題について学び、レクリエーション活動の企画・実施できる指導者の養成をはかる。

▽申込及び問い合わせ
北九州市立玄海青年の家
〒808-001 北九州市若松区大字竹並126の2
電話 093(741)2801

なお、この事業は一人でも参加できます。又開催要項については中央公民館電話(3)1355にありしますのでごらん下さい。

▽場 所 中間市中央公民館
▽受付期間及び場所
昭和55年6月25日～7月10日 遠賀郡消防本部

なお、詳細は、遠賀郡消防本部 予防課、電話(3)12311にお問い合わせ下さい。



国と郷土を考へる

国勢調査のはなし ③

国勢調査の「国勢」を、「国の勢い」あるいは「国の勢力」というふうには解釈している人が、意外に多いといわれます。しかし、それは誤りです。

国勢調査という言葉は、もともと英語のセンサス(census)の訳語ですが、これもすんなり決まったわけではなく、これに落ちつくまでには、さまざまな経過をたどりまして、年代順に見てみましょう。

人口取調之法 明治6年
人口大検査 明治7年
現在人別調 明治15年
人口調査 明治22年
国勢大調査 明治26年
(または国勢調査) 明治29年
民勢大調査 明治29年

国勢の勢は 情勢の勢

国勢調査 明治29年
このように、初めて「国勢調査」という言葉が登場した



のは明治二十六年で、ある学会誌に発表された個人の論文に見られるものです。
一方、半ば公式に使われた最初は明治二十九年で、四人の衆議院議員が提出した「国勢調査執行建議案」がそれです。その後も「民生調査」「人口

調査」など、いろいろ用いられましたが、明治三十五年、国勢調査に関する法律が成立して、明治六年以来三十年間にわたる「曲折」に終止符を打ったのです。
さて、国勢の意味ですが、さきあげた国勢調査執行建議案には、次のように書かれています。

「国勢調査は全国人民の現状即(すなわ)ち、男女、年齢、職業、身上の有様——中略——につき精細に現実の状況を調査するものにして一たびこの調査を行うときは全国の情勢これを堂上(しようじょう)に見るを得べし」

この建議案から、国勢とは、国の勢いでも国の勢力でもなく、正しくは国の情勢であることがわかります。
また、なかには国勢調査を「こくせい調査」とよぶ人もいるようです。しかし、これも、情勢のせいですから「こくせい調査」が正しく、多勢(たせい)、おおせい)のせいではないということですね。

6 月下期の遠賀町主要行事

時は金なり。あなたの遅刻で困るのはあなたではありません。あなたはチョットの遅れかも知れませんが、定刻に集った人はいい迷惑。決められた時間を守りましょう。

日 曜	行 事 内 容	時 間	実施会場	担当課名	目的及び主な対象等	備 考
5月20日 6月21日	日 本 脳 炎 予 防 接 種		町内病院 医 院	住 民 課	3歳以上の人	詳細は 8ページ
16 月	乳 児 相 談	9:30~ 11:30	役場保健室	住 民 課	0カ月~6カ月児	詳細は 8ページ
19 木	遠賀中間地区老人大学院講座	10:00~ 15:00	遠 賀 町 中央公民館	社会教育課		
20 金	バドミントン教室	19:00~ 21:00	広渡小学校 体 育 館	〃		
22 日	衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 参議院議員通常選挙	投票口			2ページを御覧下さい。	
23 月	心 配 ご と 相 談	13:00~ 16:00	公民館別館 (郵便局横)	福 祉 課		詳細は 前月号
24 火	6 月 定 例 議 会	9:00~	遠賀町議会 議 事 場	議 会 事 務 局		
	寿 大 学	10:00~ 15:00	遠 賀 町 中央公民館	社会教育課		
25 水	定 例 民 生 委 員 会	9:30~	遠賀静光園	福 祉 課	町内民生委員	
	3 種 混 合 予 防 注 射	13:10~ 14:00	遠 賀 町 中央公民館	住 民 課		詳細は 4月10日号
26 木	遠賀中間地区老人大学院講座	10:00~ 15:00	遠 賀 町 中央公民館	社会教育課		
27 金	妊 婦 相 談	10:00~ 11:30	役場保健室	住 民 課	妊 産 婦	詳細は 8ページ
6月27日 6日30日	老人医療費受給者証切り替え	9:00~ 16:30	役 場 玄 関	福 祉 課	6月28日(土)の午後と 29日(日)は休みです	詳細は 5ページ
28 土	結核レントゲン検診(精密) (もれ者)	9:00~ 10:00 10:15~ 15:30	公民館別館 (郵便局横)	住 民 課	役場からの通知者	詳細は 8ページ
29 日	マ マ さ ん 卓 球 教 室	19:00~ 21:00	遠賀中学校	社会教育課	家庭婦人	

救 急	火 災	種 類	町 名
66	1	遠賀	
145	8	水巻	
86	4	岡垣	
97	5	芦屋	
394	18	合計	

管内火災・救急件数
1月から4月まで



人工呼吸法講習会
遠賀郡消防署

例年、シーズンになると水難が多く発生し、尊い命が失なわれていますが、5月末までに県下、1才から11才まで14名もなくなっています。そこで人工呼吸法の正しい行い方を身につけて、1人でも尊い命を救うために、次の日程で講習会を行いますので、一般の方の多数の受講を希望します。

6月28日 広渡小学校体育館
7月5日 浅木小学校体育館
以上2日間とも13時~15時までです。